

非常時に在ることを諒解すると同時に自己の職務觀念に立脚し慢りに自己の要求のみを先にせんとすることを憤んでもらはねばならぬ。

嘆願條項

一、共濟組合規程一部改正せられたし

回答 共濟組合規程の改正に付ては目下審議中なるも嘆願の趣旨は大體認容し難し

説明 共濟組合は組員の増加に伴ひ評議員定數の増加これが選出方法其の他後來の質況に従じ不適當と認められたる部分の改正に關し實業團議中に於て是日方案を得る見込であるが救濟機關たるの機能を發揮せんとする當局の立場に於ては其事業の參與機關たる評議員の過半數を從業員の選出とするが如きは妥當ならざる嘆願なるを以て全然不同意である

二、親和會常任評議員に非乗務を認められたりしたし

回答 認容し難し
説明 車庫の沿設に伴ひ親和會の事業擴大されるとも其の常任評議員をして當時車掌又は運轉手の乗務を免じ親和會に就任する迄の事務なし、從來の如く必要に應じ其の都度命令を以て定むれば充分なり

三、住宅手當支給せられたし

回答 支給し難し
説明 公舍中無料のものあるは職務上之に居住せしむる必要より來れるものにして所謂義務公舍に屬するものである其の他の公舍に在りては大體普通借家料を標準として料金を定め居れるが故に公舍に居住せざる者との間にござしたる不權衡なし殊に嘆願の如く住宅手當を支給するとせば一ヶ月約拾萬円千圓の多額の経費を要するが故に今日の市電経済にては到底之を容るゝ餘地なし

回答 支給し難し

説明 動務演習に對しては現に當局より日給二分の一を支給せらるゝ外共濟組合よりは一日に付月收額の百分の一即ち日給の三割三分を給與を受け合計日給の八割三分为金額となるのである

八、工務從業員にケツブ支給及外奨賞與規程改正せられたし

回答 改正し難し
説明 現在工務從業員には二ヶ年毎に外套を支給して居るが毎年一着づゝ質はなければ使用に堪へぬとは認められぬ、雨具の如きも合羽を貸與して居るのであつてこれをケツブに代へる事は業務上却て不便である

九、増車せられたし

回答 本項は回答の限に在らざるも事情の許す限り増車の意思であることを附言し置く

説明 吾が横濱市電の運轉車數は現にラッセン車最も最少數であることは事實であるが、六、大都市中僅かに四人の割合である。車一杆平均乗客數中乗客數から考ふれば配車が最も多い位で運転手の乗務を免じ乍ら市民の利便の爲めには車掌乗務車を限り拘らずして而して日ノ出町間駅木本通り横濱駅前駅線の完成に從ひ運轉系統と組合して交通の圓滑を期する發奮である。用に運轉の仕方では何にもならぬ、即ち前の車掌に運転手は前と後の電車の中間に置くことを望むが如くに二臺も三臺も施行して空車で樂をして運行する事は無く處でありて是が事実では即ち當局に注意を喚起せんとする事では無いのであつて、運轉手も車掌も其の心して頭の働きに依り設備を充分に發揮することが出来る事であると信ずる、是れは各員の努力を發揮せしめたる所である

其の事では前と後の電車の中間に置くことを望むが如くに市街の電車は點は誠に運轉の手間距離の平均を受けて居る事は最大の要件で自己機器の電車は前と後と云ふ事があるが故に公舍に在りては大體普通借家料を標準として料金を定め居るが故に公舍に居住せざる者との間にござしたる不權衡なし殊に嘆願の如く住宅手當を支給するとせば一ヶ月約拾萬円千圓の多額の経費を要するが故に一日の市電経済にては到底之を容るゝ餘地なし

回答 改正し難し

説明 今回の改正は繰り返して言ふが計画に依つて實際運轉に要する時間を基準として標準時間を定め而も其の一割を運送延長する事は是を認めめる制度であり又正確な勤務觀念に依つて運轉の正確性、圓滑を期せんとするに過ぎない、即ち眞面目に勤務に勤労するものに於て生活上及就業中の不安などを有するべき筈がない試しに具體的に説明す

(1) おなばねは即ち精勤手當は即ち精勤に對する手當で運

勤労者を精勤者に對する手當で運轉して居るが毎年一着づゝ質は出来ぬ、休暇に影響する事は恐らくは他に無いであらう、現行見

定は恐らくは他に無いであらう、現行見

(2) 以上に忠實に勤務を遂行せん爲め運轉手當は無い決して溢

するに忠實に勤務を遂行せんとするもので決して溢

(3) に於ける事に忠實に勤務を遂行せんとするもので決して溢

(4) するに満たない場合に於ける事に忠實に勤務を遂行せんとするもので決して溢

十二、昇級規程を制定發表せられたし

回答 認容し難し
説明 昇級は各人の勤務等に應じて行はるゝ思なし、から之の勤務等に應じて行はるゝ思なし、機械的に制定發表する意